

北九州市新日明かんびん資源化センター  
整備・維持管理事業

設計・建設工事請負契約書(案)

2018年8月

北九州市環境局



北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業 設計・建設工事請負契約書(案)

1. 名称	北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業 設計・建設工事請負
2. 工事場所	北九州市小倉北区西港町97-3 (日明積出基地)
3. 請負金額	¥ (うち取引に係る消費税・地方消費税の額 金 円)
4. 工期	年 月 日から 年 月 日まで
5. 契約保証金	¥
6. 前払金	¥
7. 中間前払金	¥
7. 部分払	回 ・ 無
8. その他	本約款のとおり

上記の事業について、北九州市（以下「甲」という。）と〔 〕（以下「乙」という。）は、甲及び【 〃を代表企業とする 〃グループ】の間で締結された年 月 日付け基本契約第11条第1項に定めるところに従い、添付約款によってこの設計・建設工事請負契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約は、基本契約並びに甲と 〃との間の維持管理業務委託契約と不可分一体として北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は仮契約であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲の「北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年3月31日北九州市条例第81号）第2条に基づき、甲が市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。

仮契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、市議会の可決後の通知をもって本契約に読み替える。

(仮契約日) 年 月 日

甲  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市  
市長 北橋 健治 印

乙  
住所  
氏名  
代表者 印



## 設計・建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、第3項第2号から第5号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（第3項に定める書類及び図面を内容とする設計・施工一括型工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この条項における用語の定義は、この条項で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。
- (1) 「基本設計図書」とは、本件入札の入札説明書に従い乙が作成し甲に提出した最終的な技術説明書のうち、甲がこの契約を構成するものとして選択したものをいう。
  - (2) 「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定める成果物(第31条に規定する中間検査に合格した書類及び図面等並びにその後にこの契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。)をいう。
  - (3) 「設計図書」とは、要求水準書、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
  - (4) 「本基本契約」とは、甲及び乙【並びに本件 SPC】の間の平成30年●月●日付基本契約をいう。
  - (5) 「本件設計」とは、要求水準書に定める設計に関する業務(第31条に規定する中間検査に合格した後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。)をいう。
  - (6) 「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)をいう。
  - (7) 「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。
  - (8) 「本件事業」とは、甲が発注する北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業をいう。
  - (9) 「本件入札」とは、本件事業に関する総合評価落札方式をいう。
  - (10) 「要求水準書等」とは、本件入札において甲が公表した要求水準書及び質問回答をいう。
- 3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。
- (1) 本契約書
  - (2) 要求水準書等
  - (3) 要求水準書に定める基準及び要求水準書に定める仕様等(以下「共通仕様書」という。)
  - (4) 基本設計図書
  - (5) 実施設計図書
- 4 乙は、本件工事等を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 甲は、その意図する実施設計図書を完成させるため、本件設計に関する指示を乙又は乙の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の現場代理人は、当該指示に従い本件設計を行わなければならない。
- 6 乙は、この条項若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段(以下「設計施行方法」という。)をその責任において定めるものとする。又、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この条項及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 7 乙は、この契約に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 8 乙は、この契約に定められた甲乙間の協議が整わないことをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。
- 9 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 12 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 13 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 14 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 15 この契約に係る訴追については、福岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 16 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。また、乙が共同企業体を結成している場合において乙が債務を負担する場合は、当該企業体のすべての構成員は連帯してその責任を負う。

#### (関連工事の調整)

第2条 甲は、本件工事と甲の発注に係る第三者の施工する他の工事とが施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 乙は、要求水準書等及び基本設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)、本件設計の工程及び本件工事の概略の工程を示した全体工程表を作成し、甲に提出しその事前の承認を受けなければならない。
- 2 乙は、第31条に規定する中間検査に合格したときは、要求水準書等並びに当該中間検査に合格した図面及び書類等に基づいた本件工事の工程表を作成し、甲に提出し、その事前の承認を受けなければならない。
  - 3 乙は、前項の工程表を変更しようとするときは、あらかじめ変更に係る工程表を甲に提出しなければならない

#### (契約の保証)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損額金の支払いを保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行による損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第5号において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。
  - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
  - 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は

契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡若しくは承継、担保提供又はその他の方法による処分をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、基本設計図書、実施設計図書(未完成の実実施設計図書及び本件設計を行う上で得られた記録等を含む。)、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。))のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権等の扱い等)

第5条の2 乙が本件入札に関して又はこの契約に基づいて甲に対して提供した情報、書類及び図面等に関する著作権は、乙に留保されるものとする。基本設計図書及び実施設計図書(以下本条において、「設計成果物等」という。))並びに工事目的物に係る著作者の権利の帰属は、著作権法(昭和45年第48号)の定めるところによる。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲は、設計成果物等及び工事目的物が著作物に該当するしないにかかわらず、設計成果物等及び工事目的物を甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。乙は、この契約終了の前後を問わず、甲が設計成果物等及び工事目的物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者(甲を除く。))をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
  - (1) 著作者名を表示することなく設計成果物等の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
  - (2) 設計成果物等又は工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
  - (3) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして設計成果物等について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
  - (5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 乙は、この契約終了の前後を問わず、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 設計成果物等及び工事目的物の内容を公表すること。
  - (2) 工事目的物に乙の実名又は変名を表示すること。
  - (3) 設計成果物等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 4 乙は、この契約終了の前後を問わず、自ら又は著作者をして、設計成果物等及び工事目的物並びにそれらの使用等に係る特許権、実用新案権、著作権等の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 乙は、この契約終了の前後を問わず、設計成果物等及び工事目的物が、第三者の有する特許権、実用新案権、著作権その他の権利を侵害するものでないことを甲に対して保証する。乙は、設計成果物等又は工事目的物が第三者の有する特許権、実用新案権、著作権その他の権利を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じ

- なければならぬときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 6 甲は、この契約終了の前後を問わず、乙が設計成果物等の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及び、データベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)を利用することができる。
  - 7 乙は、請負代金が本条に基づく設計成果物等及び工事目的物の利用権の付与その他の権限の甲による取得の対価を含むものであることを確認する。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は本件設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の事前の承諾を得なければならない。

(下請負人の通知)

- 第7条 乙は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において、又は設計の一部を委任する場合において、下請負人及び再委託者(以下「下請負人等」という。)を決定したときは、直ちに甲に対して、当該下請負人等の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

(下請負人等の選定)

- 第7条の2 乙は、第44条の3第1号から第7号までのいずれかに該当する者及び該当することを理由とした指名停止期間中の者を下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としてはならない。
- 2 乙が第44条の3第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合は、甲は乙に対して、当該下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)の解除(乙が当該下請契約等の当事者でない場合は、乙が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求めることができる。
  - 3 前項の規定により甲が乙に対して下請契約等の解除等を求めたことにより生じる下請契約等の当事者の損害及び当該解除等によるその他の損害については、乙が一切の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

- 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した合理的な範囲の費用を負担しなければならない。
- 2 前項に規定する乙が保有する特許権等についての甲の実施権等は、この契約の終了後も工事目的物が存在する限り、有効に存続するものとする。また、乙は、前項に規定する実施検討の付与対象となる特許権等が乙及び第三者の共有にかかる場合又は第三者の所有に係る場合は、当該特許権等の実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを表明し、当該同意を得ていないことにより甲に生じた全損害を賠償することに同意する。

(監督員)

- 第9条 甲は、監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 甲の意図する実施設計図書を完成させるための乙又は乙の現場代理人に対する本件設計に関する指示
  - (2) この条項、要求水準書等及び基本設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - (3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する乙又は乙の現場代理人との協議
  - (4) 本件設計に関し、その進捗の確認、要求水準書等及び基本設計図書の記載内容と履行内容との照会その他この履行状況の監督
  - (5) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (6) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
  - (7) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
  - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に該当する工事にあつては「監理技術者」とし、同条第3項の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、工事が同条第4項の規定にも該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。）
  - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限うち本件工事にかかるものを行使することができる。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(管理技術者)

第 10 条の 2 乙は、本件設計に関し、管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

(照査技術者)

第 10 条の 3 乙は、本件設計に関し、照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 照査技術者は、前条に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との折衝)

第 10 条の 4 本件設計に関し、要求水準書等に定める場合を除き、地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生じた合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

(土地等への立入り)

第 10 条の 5 乙が本件設計を行う上で調査のために第三者が権限を有する土地及び水面(以下「土地等」という。)に立ち入る場合において、当該土地等の権限を有するものの承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙は、これに協力しなければならない。

(履行報告)

第 11 条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、管理技術者、照査技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で設計及び工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、工事目的物が要求水準書等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前二項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領

- 書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
  - 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
  - 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
  - 7 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは合理的に必要な費用を負担しなければならない。
  - 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
  - 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
  - 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理すると共に、甲の指示に従って利用しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等を修復し、若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

（甲が行う関係法令の諸手続等による本件工事等の内容変更又は契約解除）

第16条の2 甲が行う関係法令の諸手続等の結果、本件工事等が不可能となった場合、甲は、この契約を解除することができる。本項によりこの契約が解除された場合、第47条の規定に従って対応する。

- 2 甲が行う関係法令の諸手続等の結果、本件工事等の内容を変更する必要があると認められる場合、甲は本件工事等の変更に必要な指示をすることができる。この場合、工期又は請負代金の変更は第18条及び第19条にしたがう。
- 3 前項の変更指示により請負代金額が3分の2以上減少したときは、乙は、この契約を解除することができる。本項によりこの契約が解除された場合、第47条の規定に従って対応する。

（要求水準書等と基本設計図書又は実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務）

第17条 乙は、基本設計図書又は実施設計図書の内容が、要求水準書等又は本件設計に関する甲乙協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない（乙がすでに本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。）。この場合において、当該不適合が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときに限り、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、合理的に必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条の2 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは合理的に必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等が第1条第3項第3号に掲げる共通仕様書と一致しないこと。
- (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号の事実が甲乙間において確認された場合は、甲は、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの	要求水準書等については甲が行い、基本設計図書又は実施設計図書については、甲が指示して乙が行う。
(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの	要求水準書等については甲が行い、基本設計図書又は実施設計図書については、甲が指示して乙が行う。
(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの	甲乙協議して、要求水準書等については甲が行い、実施設計図書等については、甲が指示して乙が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは合理的に必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を乙に通知して、要求水準書等を変更し又は乙に実施設計図書等を変更させる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは合理的に必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中

- 止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
  - 3 甲は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために合理的に必要な費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは合理的に必要な費用を負担しなければならない。

#### (乙の請求による工期の延長)

- 第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に本件工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは合理的に必要な費用を負担しなければならない

#### (甲の請求による工期の短縮等)

- 第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 甲は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
  - 3 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは合理的に必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

- 第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
  - 3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

#### （臨機の措置）

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、合理的な範囲で甲が負担する。

#### （一般的損害）

第27条 実施設計図書又は工事目的物の引渡し前に、実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他本件工事等を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が合理的な範囲でその費用を負担

する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が合理的な範囲でその費用を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事等につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 実施設計図書又は工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、本件設計の出来形部分、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による合理的な費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による合理的な費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(本件設計の出来形部分、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、内訳書に基づき算定する。

(1) 本件設計の出来形部分に関する損害

設計の出来形部分に相応する請負代金の額とする。

(2) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応す

- る償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第29条の2 法令変更が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

- (1) 乙が受けることとなる影響
  - (2) 法令変更に関する事項の詳細
- 2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、本契約の変更及び対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の60日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本件工事等を継続するものとする。
- 4 本件工事等に直接関係する法令変更により生じる費用の増加又は収入の減少は、甲が負担するものとし、それ以外の法令変更により生じる費用の増加又は収入の減少は、乙が負担するものとする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は、第8条、第15条、第16条の2、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更し、実施設計図書を変更させることができる。この場合において、これらの変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(本件設計の検査)

第31条 乙は、本件設計に関し、現場着工指示書発行予定日の7日前までに、要求水準書等に定める確認図書(以下「指定図書」という。)を提出しなければならない。

- 2 甲は、指定図書を受領した日から7日以内に要求水準書等に定めるところにより、本件設計の中間検査として指定図書について要求水準書等に従い確認を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、指定図書を直ちに修補して甲の確認を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を適用する。
- 4 乙は、本条に従い甲が指定図書の検査を実施したことをもって、第42条及び第42条の2の責任を免れることはできない。

(検査及び引渡し)

第31条の2 乙は、工事が完成する前に、要求水準書等に従い工事目的物の引渡性能試験を実施してその結果について甲の事前の承認を得なければならない。

2 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 甲は、第3項の検査によって本件工事等の完成を確認した後、乙が実施設計図書及び工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

6 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

7 乙は、工事が第3項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

第32条 乙は、前条第3項（同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第3項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

第33条 甲は、第31条の2第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、設計成果物等及び工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により設計成果物等及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、合理的に必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払及び中間前金払)

第34条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払

いを甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 乙は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、乙から当該認定に係る請求があったときは、甲又は甲の指定する者は、直ちに調査を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、返還の期限内に第37条又は第38条の規定により支払いをしようとするときは、甲は、その支払額からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲と乙とが協議して、返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から29日以内に協議が整わないときは、甲が定め、乙に通知する。
- 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### （保証契約の変更）

- 第35条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
  - 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### （前払金の使用等）

- 第36条 乙は、前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### （部分払）

- 第37条 乙は、工場の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次

項から第7項までに定めるところにより部分払をすることができる。ただし、契約工期が2年度以上にわたる工事のうち、国若しくは県の交付金（当該交付金の交付申請を各年度ごとにするものに限る。）の交付の対象となる工事にあつては当該既済部分又は性質上可分の工事の請負契約にあつては完済部分で検査に合格したものに対して、その請負代金相当額の全部まで支払うことができる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から13日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。  
部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × {9/10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額}
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項および前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第1項の規定により部分払をした出来高部分の所有権は、甲に移転するものとする。この場合において、当該部分の危険負担は、完成引渡しまで乙が負うものとする。

#### （部分引渡し）

第38条 工事目的物について、甲が要求水準書等において本件工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条の2中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。  
部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × {1 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額}。

#### （債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第39条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条

及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合は、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、乙は、出来高超過額について部分払の請求をしたときは、請求後において当該会計年度の中間前金払の請求をすることはできない。
- 3 債務負担行為に係る契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 乙は、甲が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために合理的に必要な費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは合理的に必要な費用を

負担しなければならない、

(かし担保)

第42条 甲は、実施設計図書又は工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条の2第5項又は第6項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から、そのかしが、工事目的物の設計によるものが10年、工事部分は3年以内で、契約書記載並びに要求水準書等の担保期間内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分及び同条第2項に規定する住宅のうち雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、契約書記載のかし担保期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、実施設計のかし要求水準書等の記載内容、甲の指示又は本件設計における貸与物件の性情により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は本件設計における貸与物件が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第43条 乙の責に帰すべき事由により、工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第44条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても本件工事等に着手しないとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき（指定図書については第31条第1項に定める日までに提出しないとき。）又は工期経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みが明らかでないとき。

(3) 第10条第1項、第10条の2及び第10条の3に掲げる者を設置しなかったとき。

- (4) 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 基本契約第11条第4項の適用があるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合、乙は、基本契約第14条に定める契約保証金に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負う。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(甲の一般解除権)

第45条 甲は、本件工事等が完成するまでの間は、前二条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その合理的な範囲の損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第46条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による本件設計及び本件工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件設計及び本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件設計及び本件工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その合理的な範囲の損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第47条 甲は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条（第39条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第40条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第44条から第44条の2までの規定又は本基本契約第11条第3項第(1)号の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、この契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条から第44条の2までの規定又は本基本契約第11条第3項第(1)号の規定によるときは甲が定め、第45条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第48条 乙は、自らの責任及び費用で、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ち

に甲に提示しなければならない。

- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(資料、報告等)

第49条 甲は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び延滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

- 2 甲は、乙が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(あっせん又は調停)

第50条 この契約の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(訴訟)

第51条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、訴訟を行うことができる。

(関係法令の遵守)

第52条 乙は、この契約の履行に当たり、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令を遵守するものとする。

(契約外の事項)

第53条 契約書及びこの約款に定めのない事項については、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）及び北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）（以下これらを「契約規則等」という。）によるものとし、契約規則等に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

(本契約の確定)

第54条 この契約について、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月31日北九州市条例第81号）第2条の規定による北九州市議会の議決を経た後、本契約を締結する。この場合において、この契約は地方自治法第234条第5項の規定に基づく契約書となるものとする。

- 2 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が、入札参加の資格制限又は指

- 名停止を受けた場合、仮契約を解除し、本契約を締結しない。
- 3 前項により、仮契約を解除した場合、甲は一切の損害賠償の責を負わない。

議会の議決があったことを了知し、本契約の締結を確認した。

年 月 日

請負者 住 所  
氏 名

印